

病後児保育の利用案内

病後児保育とは、医療機関診療後のお子さんで病気の回復期にある場合、保護者の就労等の理由により家庭で保育できないときに保護者に代わり保育することをいいます。

1 対象となる児童

以下の条件全てに該当する場合に利用が可能です。

※ただし、感染症については、受入れをお断りする場合があります。

- (1) 町内に住所を有する生後6月から小学校第6学年までの児童
- (2) 病気の回復期において、安静の確保に配慮する必要があるため、集団での保育が困難な状態にある児童
- (3) 保護者が勤務、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等のやむを得ない理由により家庭における保育が困難である児童
- (4) 病後児保育の利用が可能であると医師が認める児童

※病気の回復期とは、以下のとおりです。

- ・ 日常かかる病気 感冒、消化不良等 急性期を経過したとき。
- ・ 気管支炎、ぜん息等の呼吸器系疾患 発作が治まったとき。
- ・ 麻疹、水痘、風疹等 伝染の可能性がなくなったとき。
- ・ 骨折、熱傷、火傷等の外傷性疾患 症状が安定したとき。
- ・ そのほか、医師が病後児保育が可能と判断した病気 医師が、病後児保育が可能と判断したとき

2 実施施設

病後児保育室よりい

寄居町大字用土133番地1（ようど保育園内）

電話 048-577-8316

ようど保育園 HP <https://www.shunjin.or.jp/hoiku/>

3 利用料金

・ 保育料 1人 2,000円/日 その他 飲食代等がかかります。

4 利用日・時間

【曜日】月曜日～金曜日（土日・祝日・年末年始、実施施設の行事日は休み）

【時間】午前8時から午後6時まで（延長保育はありません）

5 持ち物（主なものです。）

- 寄居町病後児保育利用者登録通知書
 - 寄居町病後児保育利用申込書
 - 寄居町病後児保育診療情報提供書（医師が記入したもの）
 - 服薬中の薬（説明書、お薬手帳もお願いします。）
 - タオル類（バスタオル2枚、フェイスタオル1枚、ガーゼハンカチ数枚）
 - ビニール袋（3～5枚）
 - 着替え（上下・下着各2～3組）
 - 布団（午睡用）
- ※ その他必要に応じて持参いただくものがあります。詳しくは施設にご確認ください。

6 その他

- ご利用の際は町にて病後児保育利用者登録を受けた上でのご利用となります。事前に登録の上、前日までにようど保育園内病後保育室よりいへ予約してご利用ください。
- お迎えについては、必ず時間内をお願いします。
- 持ち物には必ず名前を記入してください。
- 病後児保育診療情報提供書の記載内容に関わらず、症状が重い場合は利用をお断りすることがあります。
- 児童の容体が急変したときは、緊急に連絡させていただくことがありますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。児童の状況によってお迎えをお願いする場合があります。
- 緊急連絡に應じられなかった場合、実施施設の瑕疵による場合を除き、申請者が一切の責任を負うこととなります。
- 利用に際しては、キャンセルや申込内容に変更がある場合には、必ずようど保育園内病後児保育室への電話連絡等をお願いします。

お問い合わせ

利用予約・持ち物等については、病後児保育室よりい

048-577-8316

登録については、寄居町役場子育て支援課保育所班

048-581-2121 内線201